

平成 30 年度 第 25 号

静岡県後期高齢者医療広域連合

内部事務電算処理システム機器賃貸借

仕様書

平成 30 年 6 月

静岡県後期高齢者医療広域連合

目次

1. 業務名	- 1 -
2. 本書の位置付け及び附属する文書	- 1 -
(1) 仕様書本書	- 1 -
(2) 調達機器等一覧表	- 1 -
3. 業務等実施の背景及び趣旨	- 1 -
(1) 背景	- 1 -
(2) 趣旨	- 1 -
4. 業務等の範囲	- 1 -
(1) 機器等の調達	- 2 -
(2) 設置場所への搬入	- 2 -
(3) 機器等設置の方法	- 2 -
(4) 機器等の初期設定	- 3 -
(5) ネットワーク	- 3 -
(6) 機器等の保守	- 4 -
5. 履行期間及び履行体制等	- 5 -
(1) 履行期間	- 5 -
(2) 本稼動期間	- 5 -
(3) 履行体制	- 5 -
6. 業務履行に伴う成果物と納入要領	- 5 -
(1) 成果物	- 6 -
(2) 納入形態	- 6 -
(3) 納入場所及び納入期限	- 6 -
(4) 瑕疵担保期間	- 6 -
(5) 権利帰属	- 6 -
7. 個人情報の取扱い要件	- 7 -
(1) 個人情報保護の基本原則	- 7 -
(2) 秘密の保持	- 7 -
(3) 利用者への周知	- 7 -
(4) 適正な管理	- 7 -
(5) 利用及び提供の制限	- 7 -
(6) 資料等の取扱い	- 7 -
(7) 事故発生時における報告	- 8 -
8. その他	- 8 -
(1) 事業計画	- 8 -
(2) 再委託	- 8 -
(3) 責任範囲	- 8 -

1. 業務名

平成 30 年度 第 25 号 静岡県後期高齢者医療広域連合内部事務電算処理システム機器賃貸借業務

2. 本書の位置付け及び附属する文書

この仕様書は、静岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する本業務に関する契約（以下「本件契約」という。）に基づいた指示を、本件契約を受注した者（以下「受注事業者」という。）に対して行うためのもので、以下の文書により構成されている。

(1) 仕様書本書（以下「本書」という。）

本件契約に基づいて履行すべき基本的な事項、ハードウェアおよびソフトウェア等（以下「機器等」という。）の調達に関する詳細事項、静岡県後期高齢者医療広域連合内部事務電算処理システム（以下「内部系システム」という。）を稼働させるために必要なインフラ環境に関する詳細事項を記載したものである。

(2) 調達機器等一覧表（以下「別紙」という。）

別途、契約を締結する「平成 30 年度第 20 号静岡県後期高齢者医療広域連合内部事務電算処理システム構築・移行及び運用保守業務」を受託した事業者（以下「構築事業者」という。）が選定した内部系システムを運用するために必要となる機器等の品名、型名、数量を記載したものである。

3. 業務等実施の背景及び趣旨

(1) 背景

平成 18 年度に内部系システムを導入し、平成 25 年度に 1 度目の機器更改を実施し、文書管理システム、財務会計システム、グループウェアを運用してきた。

本年度は 1 度目の機器更改から 6 年目を迎え、一般的なリース期間の 5 年間を経過し、今後は機器等に障害発生リスクが高まること、また、障害発生時に部品等の供給が困難になってくることから、機器等を刷新することとした。

(2) 趣旨

受注事業者は、別紙で示す機器等を調達し、本件契約の中で定める期間において広域連合に対して賃貸し、同期間中の機器等に関する保守業務にあたるものとする。

4. 業務等の範囲

本件契約において行う業務の範囲は以下に示すとおりとし、それぞれの業務については本書

及び別紙に示す要件と仕様を満たしていること。

(1) 機器等の調達

受注事業者は、構築事業者が選定する機器等を調達し、その物件を本件契約の中で定めている履行期間において広域連合に賃貸を行う。

(2) 設置場所への搬入

受注事業者は調達したそれぞれの機器等について、広域連合が指定する事務局内の場所に搬入する。

(3) 機器等設置の方法

ア. サーバ

(ア) 事務局内サーバ室の広域連合が指定する場所に、ラック用免震装置を設置し、その上にサーバラックを設置すること。

(イ) (ア) で設置したサーバラックに本件契約において賃借する物件でサーバ室内に設置する機器を全て搭載すること。

(ウ) サーバ機器は、UPS 装置およびファイアウォール等のネットワーク機器と接続を行うこと。

(エ) サーバラックに搭載する際は、機器等の配置間隔を確保し、サーバラック内の通気性に配慮すること。

イ. ネットワーク機器

(ア) 設置するネットワーク機器の内、プロキシサーバから外側にあたる機器は、事務局が別途契約しているインターネット回線用に設置している光回線終端装置 (ONU) と接続し、内側にあたる機器については、内部系システム専用にと事務局床下に埋設されている LAN ケーブルに接続し、内部系システム専用ローカルエリアネットワーク (以下「内部系システム用 LAN」という。) を構築すること。

(イ) 設置するネットワーク機器は、可能な限り人目につかず、ほこり等による悪影響を及ぼす可能性の少ない場所に設置すること。

(ウ) ネットワーク機器は、壁、机等に適切な方法 (ねじ、磁石等) で固定し、床上に直接置かないこと。

ウ. クライアント端末

(ア) 個々のクライアント端末は、広域連合が指定する執務室の机の上に設置し、事務局内に構築された内部系システム用 LAN に接続を行うこと。

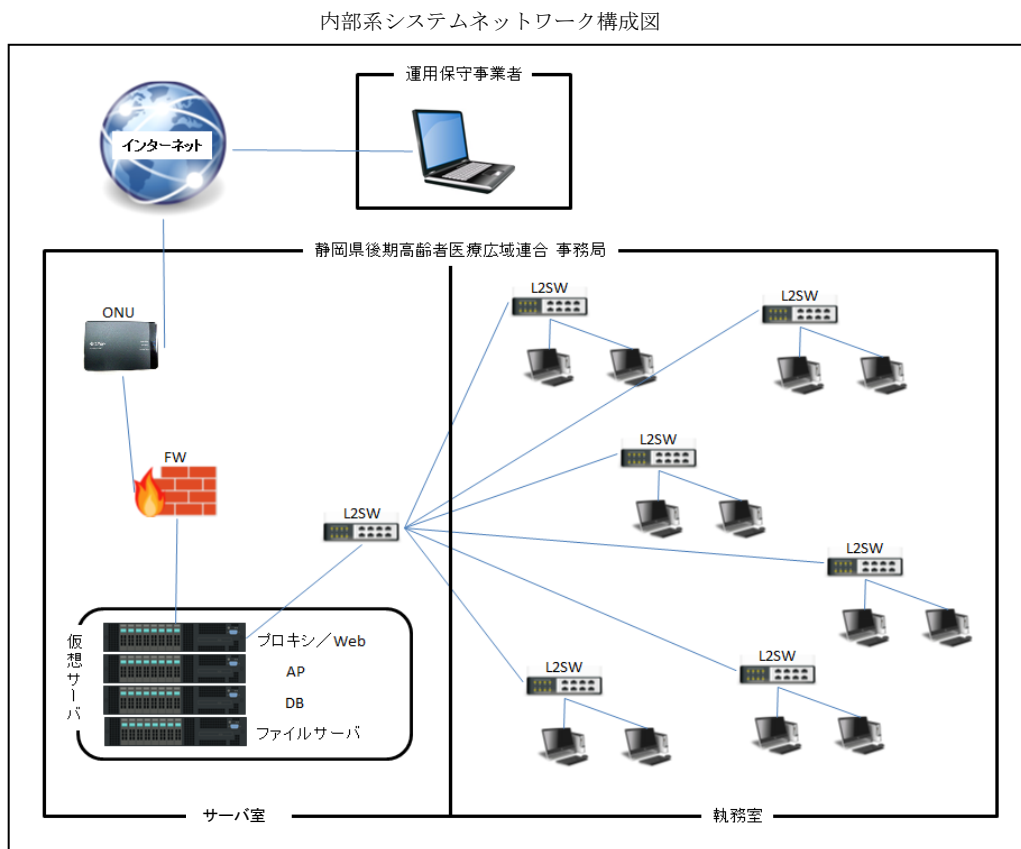
(イ) 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）が配備されている机の上に設置するクライアント端末については、CPU 切り替え器等を用いて、標準システムで使用するディスプレイ、キーボード、マウス（以下「I/O デバイス」という。）を共有することができるよう設定すること。標準システムが配備されていない机の上には本件契約で賃借する I/O デバイスを設置すること。

(4) 機器等の初期設定

受注事業者は、本件契約で賃借する機器等について、構築事業者が仮想サーバ構築作業及びシステム構築作業に速やかに取り掛かるための環境設定（本件契約で調達するソフトウェアの内、仮想環境の構築前にインストール可能なソフトウェアのインストールとそれらのソフトウェアを稼働可能とするための初期設定）を行うこと。また、初期設定を行う場所については受注事業者が用意すること。

(5) ネットワーク

内部系システムのネットワーク構成を以下に示す。



(6) 機器等の保守

受注事業者は、広域連合が本件契約に基づいて賃借を行う物件について、障害が発生した場合に以下に示す保守対応を行う。

ア. 対応方法

(ア) 障害発生時は、オンサイトサポートによる対応が可能であること。

イ. 時間帯

(ア) 次に示す時間帯においてオンサイトサポートによる対応を行うこと。

- ・ 広域連合営業日の就業時間中（土日祝日及び年末年始を除く）

(イ) オンサイトによる対応は、障害発生時から2時間以内に障害発生場所に到着することが可能なこと。

※ なお、当該時間帯以外で発生した障害については、受注事業者と広域連合で協議の上、広域連合の翌営業日以降の対応とする。

ウ. 保守内容

(ア) 機器等に障害が発生した場合、速やかに復旧を図る。保守作業にあたっては専門の技術者（以下「保守技術者」という。）を派遣する。保守作業に伴って発生した費用は賃貸借料に含むものとする。ただし、消耗品代は賃貸借料に含まない。

(イ) サーバおよび本件契約で賃借する機器等のうち、サーバラック内に設置する機器について、定期点検保守を年1回以上行う。

(ウ) ハードウェアに関するファームウェアの更新等が公開された場合は、更新された内容を分析し、内部系システムに与える影響を広域連合に報告し、適用の必要性を協議し、適宜、更新されたファームウェア等の適用を実施すること。

(エ) 更新されたファームウェアの適用を実施した場合は、更新プログラムバージョン管理台帳を作成し管理すること。

(オ) 有償、無償の別に関わらず、ソフトウェア製品が改版された場合、改版内容を広域連合に報告し、導入の内容を協議すること。

(カ) 本件契約の終了後は、機器を撤去し、データ消去を必要とする機器については、データの復元又は判読が不可能となるようデータ消去又は媒体の廃棄を確実にを行い、実施後、広域連合に対してその旨を証明する文書を提出すること。

(キ) 本契約にて行う機器等の設置と内部系システム用 LAN 及び初期設定に起因する障害が発生した場合には、受注事業者が保守対応を行う。

エ. その他

(ア) 保守技術者は、保守作業が完了した後、作業内容、時間等を記入した作業完了報告書を広域連合に提出し承認を得ること。

(イ) 賃貸借物件であるハードディスクの故障により、ハードディスク本体を交換した場合は、受注事業者は故障したハードディスクのデータを、データ復元ソフトウェア等を用いても再度データの入手ができないよう完全に消去するか、物理的に粉碎し、広域連合に対してその旨を証明する文書を提出すること。

(ウ) 広域連合は、保守作業が円滑に行えるよう、次のとおり協力する。

- ・ 保守技術者が保守作業を行うため、機器設置施設内に立ち入ることを認める。
- ・ 保守作業を行うにあたり必要とする電気代等は広域連合が負担する。

5. 履行期間及び履行体制等

(1) 履行期間

賃貸借期間は本件契約締結日から平成 35 年 11 月 30 日（木）までとする。

ただし、賃貸借料については平成 30 年 12 月から平成 35 年 11 月の 60 回で支払うものとする。

(2) 本稼働期間

本稼働期間は平成 30 年 11 月 26 日（月）から平成 35 年 11 月 30 日（木）までとする。

(3) 履行体制

広域連合と受注事業者は、双方で本件契約を履行する責任者を選任する。

各々の責任者は業務を円滑に遂行するため、連絡確認及び必要な調整を行い、さらに主任担当者を選任し、当該責任者及び主任担当者を記載した体制図を作成する。また、緊急事態の発生に備えて、緊急連絡網の整備も行うものとする。

6. 業務履行に伴う成果物と納入要領

本件を履行する過程で作成されたドキュメント等の成果物（以下「成果物」という。）と納入要領を以下に示す。

(1) 成果物

- (ア) 打合せ・協議記録
- (イ) 更新プログラムバージョン管理台帳
- (ウ) リース物件管理台帳
- (エ) 設計資料（設計書・構成図）
- (オ) パラメータシート
- (カ) テスト仕様書および報告書
- (キ) 簡易操作マニュアル

(2) 納入形態

受注事業者は、成果物を広域連合で指定するファイリング用品でファイリングした紙媒体及び広域連合で指定するデータ形式で CD-ROM または DVD-ROM に記録した媒体を、正副 1 部ずつ納入すること。

(3) 納入場所及び納入期限

成果物の納入場所は広域連合事務局とする。納入期限は次の通りとするが、詳細については、別途、広域連合と受注事業者で協議して確定する。

- ① 「(1) 成果物」(ア)、(イ) に示す成果物については、必要に応じて、納品するものとする。
- ② 「(1) 成果物」(ウ) から (キ) に示す成果物の納入期限は平成 30 年 11 月 30 日（金）までとする。

(4) 瑕疵担保期間

「(3) 納入場所及び納入期限」の②で示す成果物の納入後 1 年間とする。

(5) 権利帰属

- (ア) 成果物の所有権

成果物の所有権は、本件契約の成果物が検収された時点をもって、広域連合に移転するものとする。

- (イ) 成果物の著作権

本件契約の成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下同じ。）は、成果物が検収された時点をもって、広域連合へ移転するものとする。

ただし、広域連合以外の者が従前から保有していた著作物の著作権は除く。なお、著作権移転の対価は、本件契約の賃貸借料に含まれるものとする。

7. 個人情報の取扱い要件

本件契約の履行に当たって個人情報を取扱う場合は、以下の要件に従って取扱うこととする。

(1) 個人情報保護の基本原則

受注事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(2) 秘密の保持

受注事業者は、本件業務に関して知り得た個人情報の内容を、他人に知らせてはならない。本件契約が終了、または解除された後においても同様とする。

(3) 使用者への周知

受注事業者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても、本件業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、または、本件契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報保護の徹底について周知すること。

(4) 適正な管理

受注事業者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、またはき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

(5) 利用及び提供の制限

受注事業者は、個人情報を当該業務の目的以外の目的のために利用し、または提供しないこと。

(6) 資料等の取扱い

受注事業者は、広域連合の指示又は承諾があるときを除き、広域連合から提供された個人情報記録された資料等を複写し、または複製しないこと。

さらに、個人情報が記録された資料等は本件契約の終了後、直ちに広域連合に返還、または引き渡すこと。

(7) 事故発生時における報告

受注事業者は、個人情報漏えい、滅失、改ざん、き損する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに広域連合に報告し、広域連合の指示に従うこと。

8. その他

(1) 事業計画

受注事業者は、契約締結後、速やかに機器調達及び付帯作業に係る日程計画を作成し、広域連合に提示すること。日程計画は、広域連合および別途、広域連合が契約を締結する「静岡県後期高齢者医療広域連合内部事務電算処理システム構築移行業務委託契約」、「静岡県後期高齢者医療広域連合内部事務電算処理システム運用保守業務委託契約」を受託する事業者と十分協議して作成すること。

(2) 再委託

付帯作業及び本件契約の履行期間中の保守業務を再委託する場合は、確実な稼働と稼働後の一体的な保守を担保できる事業者とすること。また、再委託先については事前に広域連合の承諾を得ること。

(3) 責任範囲

本件契約における賃貸借物件の稼働・保守については、機器等の製造者のいかに関わらず、受注事業者が最終責任を負うこととし、製造者との間の契約等により、責任を担保していること。